

ときがわ町文化財保護審議委員会会議録

会議の名称	令和4年度第2回ときがわ町文化財保護審議委員会
主な議題	サルスベリ現地視察
開催日時	令和4年10月31日（月） 午後2時00分～午後3時50分
開催場所	町田屋旅館、玉川公民館1階会議室
会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由	全部公開
出席委員	吉野優子副委員長、小林幸枝委員、山本富士雄委員、濱島文明委員、清水誠司委員
事務局	大野健司生涯学習課長、杉山拓馬生涯学習課主任
記録方法	要点筆記
<p><b>【審議等内容又は概要】</b></p> <p>1 開会 大野健司生涯学習課長</p> <p>2 議題 (1) サルスベリ現地視察（資料1） 事務局より、資料に基づき事前説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第1回会議で予定していたサルスベリの現地視察が急遽延期となってしまったことを踏まえて本会議を実施するに至った経緯等を説明。</li> </ul> <p>現地視察の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者から指定要望の主旨を伺う。</li> </ul> <p><b>【主旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新潟県立植物園の倉重園長より推薦の言葉もあり、町指定文化財として保護していきたい。</li> <li>②町の巨木の一つとしての観光資源として活用していきたい。</li> </ul> <p>現地視察後の主な意見については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慈光寺の歴史と本サルスベリを結びつける学術的根拠は今のところない。</li> <li>そもそも枝が県道に大きくはみ出している、かつ信号機を隠してしまっている状態は、指定以前の問題ではないだろうか。</li> <li>仮に指定したとして、たまたま県道を通る車や人に落枝で事故やケガをさせたしまったらどうするのか。（その場合の管理責任は所有者であるが、町も指導責任を問われる。）</li> <li>今のこの状態で「巨樹」を学術的価値とした理由で指定することは難しいのでは。</li> <li>文化財指定の判断基準は「学術上の価値があるかどうか」と「町の文化財として重要なもので</li> </ul>	

あるかどうか」であり、「観光資源になる」は指定理由にならない。(指定文化財ではない観光資源はいくらでもある。)

- ・所有者ご自身からの要望であるが、近隣地元住民は本サルスベリについてどう思っているのか。
- ・「代が変わっても受け継がれるべきもの」という視点も大事。
- ・文化財指定というものは情報が乏しい中で急いでできるものではない。新情報が見つかることや事例を探していくことも必要。

### 3 閉会

大野健司生涯学習課長

その他審議会等の長が必要と認めた事項

配布資料（PDF形式）

- ・次第